

群馬県利根郡みなかみ町職員採用試験案内

令和8年7月1日

みなかみ町 総務課人事係

令和8年度 第2回 みなかみ町職員採用試験（令和9年4月採用）を次のとおり実施します。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	一般的な書記的業務に従事する。
総 合 土 木 職	若干名	総合土木職業務に従事する。
水 道 技 術 職	若干名	上下水道業務に従事する。
保 育 教 諭	若干名	こども園で保育教諭業務に従事する。
保 健 師	若干名	保健師業務に従事する。

2 受験資格

職 種	受 験 資 格
一 般 事 務	昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者
総 合 土 木 職	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する高等学校以上の土木に関する学部（学科）を卒業した者
水 道 技 術 職	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における3年以上の職務経験を有する者
保 育 教 諭	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保育士と幼稚園教諭、2つの資格を有する者
保 健 師	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者

上記の受験資格のほかに、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ みなかみ町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

区 分	内 容
適 性 検 査	その人の資質について、検査します。 使用目的：公務員に求められる資質について、受験者の性格特性をみる 出題数：150題 試験時間：20分
教 養 試 験	公務員として必要な一般的知識、知能及び教養について、高校卒業程度の択一式筆記試験を行います。 出題分野：時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 出題数：40題 試験時間：120分

(2) 第2次試験（第1次試験の合格者に対して行います。）

区 分	内 容
口 述 試 験	主として人物について試験を行います。
作 文 試 験	識見、論理性、文章力等について試験を行います。

## 4 試験日程・場所及び合格発表

### (1) 第1次試験

日 時	場 所	合 否 発 表
令和8年9月20日(日) 受 付 8:30~9:15 適性検査(職場適正検査) 説 明 9:25~ 検 査 9:40~10:00 休 憩 10:00~10:15 教養試験(高校卒業程度) 説 明 10:15~ 試 験 10:30~12:30	みなかみ町 中央公民館 3階大会議室	第1次試験の結果は、 各受験者に通知しま す。

### (2) 第2次試験

第1次試験の合格者について行います。

## 5 給与

給与は、みなかみ町職員の給与に関する条例等の規定により支給されるほか、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当又は期末・勤勉手当等が支給されます。

## 6 受験手続

### (1) 申込書の交付

申込書は、みなかみ町役場 本庁 総務課で交付します。

なお、郵送による交付を希望する場合には、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書して、

140円分の切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒(角2封筒)を必ず同封して、総務課まで請求してください。

### (2) 申込手続き

申込書及び受験票に必要事項を記入し、写真2枚を貼付して、みなかみ町役場 本庁 総務課へ提出してください。なお、郵送による申し込みの場合には、簡易書留とし、封筒の表に「試験申込」と朱書してください。

### (3) 申込受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年8月17日(月)まで受け付けます。

なお、受付時間は、8:30から17:15までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

また、郵送の場合には、受付最終日の消印のあるものまで受け付けます。

### (4) 受験票の送付

受験票の送付は、試験日の14日前までに発送します。

## 7 その他

- ・ 令和8年度第1回みなかみ町職員採用試験(令和8年10月採用)に申し込んだ方は受験できません。
- ・ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。  
前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、子どもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任命権者による採用手続き等の課程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。特定性犯罪事実該当者であった場合、採用を取り消すことがあります。
- ・ 提出された書類はお返しいたしません。複数の職種を重複して申し込むことはできません。
- ・ この試験についての問合せは、下記までお願いします。

みなかみ役場 総務課人事係 〒379-1393みなかみ町後閑318番地 TEL 0278(25)5026